

第44回
東京地方裁判所委員会
(平成30年6月7日開催)

東京地方裁判所委員会（第44回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成30年6月7日（木）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

東京地方裁判所（合同庁舎）第一会議室

第3 出席者

（委員） 安浪亮介（委員長）、大野勝則、小川久美子、門柳明子、岸日出夫、坂本かよみ、柴垣明彦、高瀬浩造、高野佳子、内藤順也、中山孝雄、増田悦子、増田径子、矢尾和子、横田希代子

（事務局） 東京地裁民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局長、東京簡裁事務部長、東京地裁総務課長、同総務課課長補佐、同総務課庶務第一係長（プレゼンター）

東京地裁刑事第14部部総括裁判官 伊藤雅人

第4 議題

「裁判員制度の現状と課題について」

第5 配布資料

「裁判員制度導入の経緯・意義・実施状況等」と題するレジュメ

「裁判員制度導入の経緯・意義・実施状況等」と題するパワーポイント

「(裁判員用) アンケートご協力のお願い」と題するアンケート用紙

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（岸委員）

3 議題「裁判員制度の現状と課題について」

【発言者の表示=◎：安浪委員長，○：委員，■：プレゼンター等】

希望した委員においては事前に裁判員裁判の公判を傍聴するなどした上、本日、「裁判員制度導入の経緯・意義・実施状況等」について、プレゼンターによる説明があった後、以下のとおり質疑応答があった。

◎ 今日は、現在行われている裁判員裁判について、実際の事件を傍聴され、どんな感想をお持ちになり、どんな課題があると考えられたかという点を御議論いただきたいと思えます。なお、先ほど伊藤裁判官から説明がありましたように、我々の今後の運営の参考にさせていただくために、実際の事件では、事件ごとに、裁判員の方々等にお手元にありますアンケート用紙に基づいてアンケートをお願いしています。

まず、伊藤裁判官の今日の説明について何か御質問とか、この点はどうなのかということがありましたら、どなたからでもお願いします。

○ 全国の辞退率が62.3%ということで、これは裁判員候補者数109万が分母にな

っているのだと思いますが、無断欠席率の27.4%も、その109万を分母にしているのか、違うのであれば何を分母にしているのか御説明いただければと思います。

- 無断欠席率のほうは、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数を分母にしています。
- 全ての刑事裁判が裁判員裁判で行われているわけではないですよ。裁判員裁判の対象となるものはどうやって選別されているのでしょうか。
- 裁判員裁判の対象となる事件は法律で決まっています。具体的に言うと、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件と、短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件のうち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るものが対象となります。
- 先ほどの無断欠席率という点ですが、来なければならぬ人が来なかった場合、実際の裁判で、例えば裁判員が全員来ないなんていうことはないのでしょうか。何人来れば成立するのでしょうか。
- 先ほど無断欠席と申し上げたのは、裁判員候補者が、裁判員選任期日に無断で欠席した場合のことです。選任された裁判員には、公判期日及び評議のすべてに出席していただく必要がありますし、実際、ほとんどの方はすべての手続に出席されています。まれに途中で出席できなくなる方もいますが、その場合は、その裁判員を解任して、補充裁判員に加わってもらうこととなります。欠席が相次いで補充裁判員も足りなくなるといような事態はほとんど発生しておりません。
- ◎ それでは、実際に公判期日を傍聴されての御感想をお聞きしてまいりたいと思います。どの切り口からでも結構です。
- 私たちは、今回公判は見ましたが、実際の評議を見ることはできません。評議でどのようなことをやっているのかがよく分からないと、裁判員に実際にどのぐらいの心理的負担がかかっているのかなどがよく分からないのですが。
- 裁判員になるのが初めてという方がほとんどですので、裁判が始まる前に、裁判官から、起訴状を見て、どういう事実で起訴されているのか、それが法律上どのような犯罪としてどのような刑が予定されているかというような概略的な説明をした上で法廷に臨んでいただくこととなります。実は、休廷の間はただ休んでいるわけではなくて、法廷でどう感じたかを話したり、質問があれば聞いていただいて、次にこういうことをやりますという予告をして、理解をしていただくための時間でもあります。

事実に争いのある事件だと、証拠からどう事実を認定していくかの評議にかなり時間を割くこととなります。通常は、評議で結論が出ると、翌日の朝に裁判官が評議に基づいた判決原稿を用意して、皆様にも御了解いただいて判決言渡しということとなります。大きな事件や争いのある事件ですと、何日間か事実に関する評議をしなければならないこともあります。今回傍聴していただいた事件は、自白事件ですが、日本の法律の建前は被告人の自白だけで事実を認定してはいけないことになっていますので、それに沿う

ような客観的な証拠があるかどうかを確認します。その上で、実際に法律上の刑はどの範囲になるのかという話をするようになりますが、こういう事件のこういう類型ではどれぐらいの量刑がされているのかという先例をグラフで見ることができますので、それを参考に、本件の事件はグラフの中でも重い部類の事件なのか、軽い部類の事件なのか、真ん中辺りなのかなどと裁判員の皆様にイメージしていただいて、具体的な量刑に結び付ける作業を行うことになります。

日本の制度は、裁判官3人、裁判員6人が全員1票で同価値ということで最終的には多数決で決めることになります。評議では、皆様に積極的に意見をいただきますけれども、裁判官も必要に応じて意見を述べます。一般的には、ラウンドテーブルを使い、裁判官が裁判員の間に入るような座り方をして評議を行うことが多いと思います。

- 私は、裁判員裁判そのものは非常にスムーズに運用されているという印象を持ちました。もうちょっとぎこちないのではないかと勝手に思っていたのですが、非常にスムーズに行われているという印象でした。傍聴席にいても、まるで自分たちに話をしていただいているような錯覚を覚えるぐらい、検察側・弁護人の方の説明も本当に分かりやすく、説明の準備等を大変しっかりされており、裁判員裁判制度の目的がほぼきちっと実現されているという印象を持ちました。

少し気になったのは、裁判員裁判でやった場合と従前の方法でやった場合で判決はどうか違ったのか、何か余り違わなかったのではないかと印象を持った点です。もちろん、判決が同じだから同じだという話ではなくて、あれだけ議論して、あれだけきちっと分かりやすい説明がなされたということは、当事者にとっても裁判員裁判のほうが恐らく納得しやすいということも感じました。ただ、そうは言っても同じ判決しか出ないのであれば従来の方がいいのではないかという意見も、どうしても出てきてしまうと思います。

私の専門領域では、最近、効率が良くないものは質が低いのだという議論が言われ始めました。それが裁判で言えるかどうか分かりませんが、裁判の質というものをどうやって決めるかというのは大変難しいとは思いますが、ここまで人的資源や、お金も時間もかけてやったことによって得られたその判決の質がどうなのかということについては、何らかの形で御検討いただく必要があるのではないかと思います。

また、裁判員裁判を適用する対象をもっと絞っても、裁判所の業務では余り問題が起きないわけですから、場合によってはもっと限定するというだけでも十分に目的は達成できるのではないかという印象を持ちました。

- ◎ 裁判の過程に参加し、国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、司法に対する理解・支持が深まり、強固な国民的基盤を得ようというのが、裁判員裁判導入の大きな目的ですが、司法制度改革審議会の中で、自白事件をも含めるのかとか、対象事件をどうするのかというのは、まさに議論があったところでもあります。

裁判員制度が始まって10年目に入りましたが、ある意味、まだ10年目です。私ど

もは、ある程度安定的な運用がされていると思う反面、まだまだ課題はあるのではないかと考えています。傍聴していただいた事件は割合シンプルですが、それがもう少し難しくなり、さらに難しくなったときに、本当に分かりやすい裁判になっているのかとか、難しい事件で本当に裁判員の方が理解した上で評議に臨んでいただいているのかどうか、裁判官に遠慮していないのかとか、本当の意味での評議ができているのか、安定しているからもう一定の事件でいいのではないかというほどの成熟度が本当にあるのか、その辺は、私たちはまだ課題だと思っております。

- 私も、裁判員制度が、国民の司法に対する理解と支持を深めるために必要であるというふうに強く思う一人です。社会というのは法律によってその基盤があって、法律によって権利を主張したり義務を全うしたりするものですが、その基本的な法律というものを市民生活の中でなかなか身近に感じる事ができなくて、司法というのはすごく遠いものと感じてきたのですが、今回裁判員裁判を傍聴させていただいて、非常に分かりやすく、こうやって市民は法律に近づいていくんだなということを実感しました。市民の一人一人が権利と義務をきちっと全うするためには、やはりこういう制度が市民生活の中に定着していくということはすごく重要だなということを改めて実感いたしました。

今回傍聴した事件で、検察官も弁護人も、市民が法律を身近に感じられるような分かりやすい説明と、私たちに向かって話してくれるような話し方だったと思います。

意見としては、スクリーンに映し出される証拠資料などの画面が小さくて全然分かりませんでした。裁判傍聴席には、裁判員裁判に関心を持っておられる若い方もたくさんいたように思いました。スクリーンの字が傍聴席にも、もう少し分かりやすく見えるといいなと思いました。

また、弁護士の話し方は、非常に論理的で説得力があったのですが、迫力が弱くて、傍聴席の人が一人ずつ出ていってしまいました。おそらく、論告・弁論は、裁判員裁判の見せどころだと思います。その見せどころをもっと迫力を持って行くと説得力が出てくると思いました。裁判員裁判の目的を考えると、裁判員や傍聴人に法的な論点を理解してもらうようなアピールをすることが大事なことかなと思いました。

- 今の御意見とは逆で、私からすれば、弁護人の弁論にしても検察官の訴訟の組立てにしても、何か本当にショーを見ているような感じがしました。ちょっと出来過ぎているというか、シナリオをしっかりと作って、紙も見ずにやっているように見えました。検察官はそれが仕事なのかもしれませんが、弁護人があそこまでやるというのは相当時間もかかるでしょうし、なかなかできないなと感じました。また、そのプレゼンが本当に上手で、先ほどの御意見だと見せ場だし迫力があつた方がいいという話もありましたが、逆にそういう見せ場を作ることによって、裁判員の方がそれに惑わされて量刑とかを決めてしまうということが心配とも感じました。ショーみたいに、うまくプレゼンできたほうに、気持ちが動いてしまうのが心配という感想を持ちました。

- 私は、事前に「評議」のDVDを見させていただきましたけれども、そこで評議の部

分に関して、非常に裁判員の方が発言しやすい環境を作って自由に意見が言えるような状況にあるんだなということを感じました。あれが本当に実際に行われているということであれば、もしかしたら私も参加できるのかなという、何となくそんな気になるようなDVDでした。DVDは、ホームページとかにアップしているのでしょうか。すごく立派な俳優さんたちを使われていて、面白いDVDで興味深かったので、広く見ていただいたほうが良いと思いました。

■ 最高裁裁判所ウェブサイトから裁判員ウェブサイトに入ると見ていただけます。

○ それと、先ほどほかの委員もおっしゃっていましたが、この裁判員制度自体が司法改革の一つであると同時に、国民の司法制度の理解を深めるということを大きな目的としているということです。そういう意味で言うと、今、消費者教育とか法教育とかいう部分が非常に重要視されている中で、やはりそれと並行して裁判員制度というものを広めることで、互いに強固になるというふうに思いますので、是非その辺を連携してやっていただきたいなと思いました。

◎ 今回、若い人たちも随分傍聴に来ているなという印象を持ちましたし、日頃も小学校、中学校、高校の方の傍聴もあります。検察庁も弁護士会も同じですが、法教育に向けて力を入れているところがございますので、そういう人たちが将来裁判員になって、もっと司法になじみを持っていただけたらという思いはあります。

○ 私は、裁判の2日目、3日目を傍聴させていただき、検察官、弁護人の説明がとても分かりやすく、裁判というものを本当に身近に感じさせていただきました。

私もDVDを見てから伺ったのですが、審議の場面でも、裁判員の方の気持ちが変わっていく場面とかがありまして、やっぱり裁判官の方がとてもうまく気持ちを引き出してくれるような状況作りをしているというので、とても手間のかかることをやってくださって、今の制度はすごいんだなというのが第一の感想でした。

あと、私も裁判員をやってみたいなというのが前々からありまして、全然呼出しも何も来ないですけど、無断欠席率がこんなに高いというのが、もったいないなと思いました。裁判員選任までに何回も過程を経てきているので、何かもうちょっとうまくいかなのかなと感じました。

○ 想像で申し訳ないのですが、凶悪な事件では、証拠を見て、心理的な負担が大きいという面もあるやに聞きます。このパンフレットのQ&Aを見ると、メンタルヘルスのサポート窓口も設置していると書いてありますが、実際に利用されている方はいるのでしょうか。

○ 今お話があった刺激的な証拠については、裁判員制度が始まって、そういう問題もあるということで、これは検察官にも協力していただいて、本当に必要なもの以外は証拠として提出しないという運用をしています。例えば、カラー写真を白黒写真にしたり、イラスト化しても証拠として足りるものであればそうしてもらったりするなどして、なるべく裁判員の方の目に触れないように考えております。あとは、そのような写真やイ

ラストがある事件については、選任手続のときに裁判官のほうから説明するのが一般的で、こういうものも証拠に含まれているので、心配のある方は手を挙げてくださいと伝えて、別室で個別にお話を伺い、例えばそうした経験があつて見るのは難しいなどとの話を伺うと辞退を認めるということになると思います。なるべくそのような写真等が裁判員の目に触れることでショックを受けないようにしていますが、やはり事件によっては、見た後にいろいろ感じてしまう方もいらっしゃるだろうということで、最高裁でメンタルサポート窓口というのを用意しております。実際に裁判が終わった後に何か問題が起きたときにもメンタルサポートの関係機関等を紹介してもらえるとというシステムになっています。

- ◎ このサポート窓口に、どれぐらいの相談件数が寄せられているかというのは、調べて、次回に御説明させていただこうと思います。法曹の委員の方々は、いかがですか。
- 今回、裁判員裁判を傍聴しましたが、検察官は、非常にスムーズにやっておりましたけど、例えば傍受とか警戒中とか焼損とか、耳で聞いただけではなじみのない言葉を説明なしで使っていて、裁判員は手元に冒頭陳述の書面があるので分かったと思うのですが、傍聴人には分からないなと思うところがありました。先ほどプレゼンみたいという御意見がありました。ある程度のレベル以下だと、結構量刑に響くのではないかと考えております。検察官はすごく自信がなさそうだった、検察官の立証は分からなかった、検察官が何を言っているか分からなかったということになると、直接的に量刑判断に響いてくるのではないかなという感じがしています。

論告について、紙を見ないでやっていたという話がありましたが、検察官は、冒頭陳述、論告を自分で書いていますので、それに肉付けをしながらしゃべるということはできるということで、別に暗記してプレゼンしているわけではないのです。

それから、先ほど刺激的な証拠のお話が出ましたが、これは一般の方に分かっていたいただきたいのですけれども、「裁判員の目に触れさせない」という御説明がよくありますが、裁判員の目に触れないということは証拠として出ないということですので、言い方を変えると、その証拠が闇に葬り去られるということで、審理の対象にしないということになります。つまり、裁判員は見なくても、裁判官が見て、ちゃんとその証拠を認定の根拠にしてくれるということではなくて、遺体の証拠であるとか傷口の写真というのを証拠として提出されなければ裁判員も裁判官も誰も見ないということです。その点についての議論がちょっと欠けているような気がしました。裁判官は見ていて、裁判員だけ刺激的な証拠からガードされているというふうにお思いなのではないか、と時々感じる場合がございます。やはり百聞は一見にしかずということで、どうしても物でお示ししないと分からないときもあります。最近、解剖アトラスというような解剖図の本も刺激的だと言って、証拠として出しちゃ駄目だと言われた例があるというのを聞いております。そうなりますと、証人として出廷する医師の説明も解剖図なしでは難しくなってしまうということがありまして、そのところもお考えいただくべきところではな

いかなと思っています。

それから、スムーズに進んでいたということは時間の管理が非常に厳しいということで、被害者の方など証人には、例えば、「40分で話してください」とお願いしないといけないということです。被害者の方の御負担は極めて大きいということと、ショーのようだとよく言われるのですが、そうしないと時間通りに終わらないのも事実です。決められた時間に収まらず、証人尋問が延びると裁判員に御負担がかかりますので、検察官、弁護士ともにその時間内に収めるという点に気を使っているのですが、時間の枠に収めるということがとても大変ということをお理解いただければなと思っています。

- 私は第1日目の途中からと第3日目の判決言渡しを傍聴しました。実は私は刑事弁護というのをもう十数年やっておりませんので全くのど素人で、裁判員裁判も初めて見せていただいた次第です。弁護士の立場から言うと、この連日的開廷というのを、弁護士が並行していろんな事件をやりながらやっていくというのは、実際のところ非常に大変だと思います。ですから、今回の弁護人も大変な労力を割いてやってらっしゃるだろうなと思いました。他方で、だからこそですけれども、やはり本件について言いますと、本当にこれを裁判員裁判で、多大な資源を使って、裁判員の方のお仕事を割いてまでやる事件だったのかなと、例えば選択制にするとか、そういうこともあり得るのではないかなという気は正直いたしました。

それから、若干違和感を持ったのは、被告人質問の最後に裁判長が、「この2日ちょっとよく考えてきなさい」というようなことをおっしゃり、裁判長が何か裁判体の総意をおっしゃっているようなふう聞こえて、例えば、「いや、そんなことは関係ないですよ」と他の裁判員が思っている場合に、「いや、裁判長、ちょっと待ってくださいと、それはちょっと違うんじゃないですか。やっぱり罪体の問題って改心したかどうかというのは関係ないんじゃないですか。」とか、そういうふうなことが評議で話されているのか、それとも全くなしで質問が出ているのか、その辺の裁判長の役割というのが分からなくて違和感を持ちました。『評議』というDVDも拝見したところ、ここでは裁判長が、「最後に一言、私も執行猶予です」というようなことをおっしゃって、非常に重みがあるのですが、実際の評議で裁判長が実質的にどれぐらいのリーダーシップを執っているのかは興味深いという気がして見ておりました。

- 私が傍聴していて思ったのは、裁判員の方が、被告人に質問される場面があつて、意見を聞くような質問になることが多いかなと思いました。ただ、それはしょうがないことだとは思うのですけれども、冒頭に裁判所から質問の仕方についてのアドバイスはされているのか、されていないのか、したとしてもそのとおりにやれるとは思わないのですが、3名の裁判官がそこら辺をどういうふうに裁判員の方にお伝えしているのかなというのを感想として持ちました。

第7 次回のテーマについて

安浪委員長から、次の話があった。

「裁判所においては、平成18年から労働審判を行ってきておりますが、最近、労働審判を当地裁委員会の議題に取り上げたことはありません。そこで、労働審判の運用状況等に関して御意見をいただければと思っています。」

以上から、次回の議題は、「労働審判を中心とした労働事件について（仮称）」になった。

第8 次回及び次々回の開催期日について

平成30年10月15日（月）午後3時30分

平成31年2月12日（火）午後3時30分